

知床しゃりブランド認証委員会設置要領

(設置)

第1条 世界自然遺産知床の豊かな自然とオホーツクの海と大地がもたらす恵みから生み出される、斜里町の農林水産物並びにその加工品・調理品等の中で特に優れた商品を、知床しゃりブランド品として認証するため「知床しゃりブランド認証委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 知床しゃりブランド認証品の認証基準に関すること。
- (2) 知床しゃりブランド認証品の認証に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は10名以内とし、次に掲げる有識者のうちから、知床しゃりブランド運営委員長が委嘱する。

- (1) 農林水産業関係
 - (2) 流通関係
 - (3) マスコミ・地域づくり関係
 - (4) デザイン・包装関係
 - (5) 食品加工関係
 - (6) その他知床しゃりブランド運営委員長が必要と認める者
- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、1年間に1回以上開催するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とし、最長3期9年間とする。ただし、前任者の退任により新たに委員になった者は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第 7 条 委員は、委員会職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、経済部産業連携室において処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要領は平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。